

登録の基準

各区分においてすべての要件を満たすことが登録の条件となります。

区 分	要 件
1. おむつ替えの設備	<ul style="list-style-type: none"> ①ベビーベッドやベビーシート等、おむつ替えができる設備がある。 ②使用するスペースが清潔である。 ③乳幼児連れの保護者は誰でも無料で利用することができ、商品やサービスの購入を利用の条件としないこと。入場料が必要な施設においても、設備利用のみの場合、入場料を必要としないこと。
2. トイレに乳幼児を座らせる設備	<ul style="list-style-type: none"> ①ベビーキープ等、乳幼児を安全に座らせておくための設備がある。 ②使用するスペースが清潔である。 ③乳幼児連れの保護者は誰でも無料で利用することができ、商品やサービスの購入を利用の条件としないこと。入場料が必要な施設においても、設備利用のみの場合、入場料を必要としないこと。
3. 授乳ができる設備	<ul style="list-style-type: none"> ①授乳を行うための設備がある。 ②授乳を行う際のプライバシーの確保ができるよう、四方を隔壁で仕切られた部屋、カーテンやパーティションで仕切られたスペースがある。 ③使用するスペースが清潔である。 ④乳幼児連れの保護者は誰でも無料で利用することができ、商品やサービスの購入を利用の条件としないこと。入場料が必要な施設においても、設備利用のみの場合、入場料を必要としないこと。
4. 搾乳ができる設備	<ul style="list-style-type: none"> ①搾乳を行うための設備がある（搾乳器等は不要）。 ②搾乳を行う際のプライバシーの確保ができるよう、四方を隔壁で仕切られた部屋、カーテンやパーティションで仕切られたスペースがある。 ③使用するスペースが清潔である。 ④授乳中の保護者は誰でも無料で利用することができ、商品やサービスの購入を利用の条件としないこと。入場料が必要な施設においても、設備利用のみの場合、入場料を必要としないこと。
5. 調乳用の設備	<ul style="list-style-type: none"> ①調乳用のポット等、調乳用のお湯を提供するための設備がある。 ②70℃以上のお湯を提供することができる。 ※お湯は「水道水」、「水道法に基づく水質基準に適合することが確認されている自家用井戸等の水」「調製粉乳の調整用として推奨される、容器包装に充填し、密栓又は密封した水」のいずれかを一度沸騰させたものであること（厚生労働省ガイドラインより）。 ③調乳用のお湯を安全に管理することができる。 (第三者による異物混入等が行われないよう、安全管理がなされていること。) ④乳幼児連れの保護者は誰でも無料で利用することができ、商品やサービスの購入を利用の条件としないこと。入場料が必要な施設においても、設備利用のみの場合、入場料を必要としないこと。